

給与支払報告書提出時の留意点

提出対象者

給与等の支払いを受けた全ての方が対象となります。

- ・パート、アルバイト
- ・事業専従者
- ・年の途中で退職された方

※退職者のうち、給与支払額が30万円を超える場合には提出が義務付けられていますが、30万円以下の方についても適切な課税の観点から作成・提出にご協力願います。

提出期限

毎年1月末日 必着 ※必ず期限までに提出をお願いします。

提出先

大仙市役所市民部税務課、各支所市民サービス課

提出書類

①給与支払報告書（総括表）

- ・「特別徴収義務者指定番号」、「報告人員」は特別徴収対象事業所及び特別徴収対象者数を判断する上で非常に重要となりますので、必ず記入してください。
- ・給与支払報告書の内容についてお問い合わせさせていただくことがありますので、「連絡者の係及び氏名並びに電話番号」も必ず記入してください。

令和 年度 給与支払報告書(総括表)		特別徴収義務者指定番号	
大仙市長 殿 令和 年 月 日 提出		[]	
給与支払者の個人番号又は法人番号	[]	給与支払方法と期日	[]
給与支払者郵便番号	[]	事業種別	[]
給与支払者住所(フリガナ)	[]	受給者総人数	[] 人
給与支払者名又は氏名	[]	年末調整者について	前職分給与を含まないか [] はい/いいえ (上記で「はい」の場合)前職分給与を摘要欄に記載していますか [] はい/いいえ
代表者の職氏名印	[] ⑩	報告人員	
経理責任者氏名	[]	特別徴収(給与天引)	[] 人
連絡者の係名及び氏名並びに電話番号	[] (係・氏名) [] (電話番号) 内線 [] 番	普通徴収(個人納付)	[] 人
会計事務所等の名称	[] (電話番号)	合計	[] 人

「特別徴収義務者指定番号」は税額決定通知書等を確認して記入願います。

「報告人員」の欄に特徴・普徴の人数を必ず記入願います(特徴・普徴の徴収区分の判断の際に非常に重要な内容です)。

※ 給与支払者の個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。

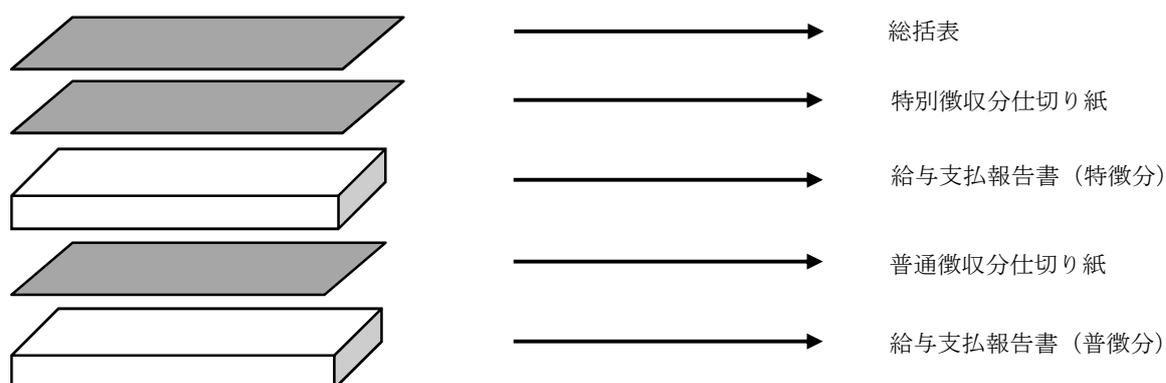
※ 「連絡者の係及び氏名並びに電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、係名及びその電話番号を必ず記載してください。

②給与支払報告書（個人別明細書）

- ・氏名、フリガナ、生年月日、住所、マイナンバーは漏れなく記入してください。
- ・年の途中で就職された方で前職分を合算して年末調整された場合には、二重課税防止のため、摘要欄に前職分の給与支払額、社会保険料の額、源泉徴収税額、支払者、退職年月日を必ず記入してください。
- ・賦課期日（1月1日）現在、実際に居住している住所地の市町村へ提出してください。
※正本のみ提出してください。（副本の提出は不要です。）
- ・給与支払報告書提出後に訂正や追加があった際は、総括表・給与支払報告書それぞれに「訂正分」、「追加分」と朱書きで記入して再提出してください。

③特別徴収・普通徴収の仕切り紙

- ・総括表を先頭に、給与支払報告書を下図のとおり分類して提出してください。
- ・総括表及び仕切り紙については、「市民税・県民税 特別徴収のしおり」または市ホームページに掲載していますのでご活用ください。



外国人従業員を雇用されている場合の注意点

（租税条約に関する届出）

- ・日本と租税条約を締結している国からの研修生や実習生などで、一定の要件に該当する場合には、所得税や市・県民税が免除される場合があります。市・県民税の免除を受けようとする場合は、源泉徴収義務者から大仙市に対して、①「住民税の租税条約に関する届出書」と②税務署へ提出した「租税条約に関する届出書」の写し（受付印のあるもの）を提出していただく必要があります。税務署のみの届出だけでは市・県民税は免除されませんのでご注意ください。

（納税管理人の届出）

- ・市・県民税は毎年1月1日に大仙市に住所を有している方に対して課税しています。そのため、1月1日以降に国外へ転出された場合でも納税義務がありますので、国外へ転出される場合には市内に住所を有する個人または事業所を納税管理人として、本人に代わって納付していただく必要があります。「納税管理人申告書（市民税・県民税）」を提出してください。

eLTAX（電子申告システム）を利用する場合の注意点

（市・県民税の徴収区分）

- ・eLTAX を通じて給与支払報告書を提出される場合で、翌年度の市・県民税の納付方法が「普通徴収」に該当する方については、個人別明細書の「普通徴収」欄に必ずチェックを付けてください。大仙市では、「普通徴収」欄にチェックがないものについては「特別徴収」で処理させていただきます。なお、関与税理士に給与支払報告書の作成を依頼する際には、従業員の手・県民税の徴収区分を必ず伝えていただくようお願いします。

	他の退職者のもとを 退職した年月日			普通 徴 収	青 色 専 従 者	条 約 免 除
	年	月	日			
災害者に係る徴収猶予の金額						
				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

（税額決定通知書の電子送付）

- ・eLTAX で給与支払報告書を提出する際、税額通知書の受取方法を「電子」と選択すると、毎年5月中旬に市から発送する税額決定通知書を電子データで受け取ることができます。なお、電子データでの当初税額通知書の送信は毎年5月下旬となっております。